

児童手当法の一部改正について

1 目的

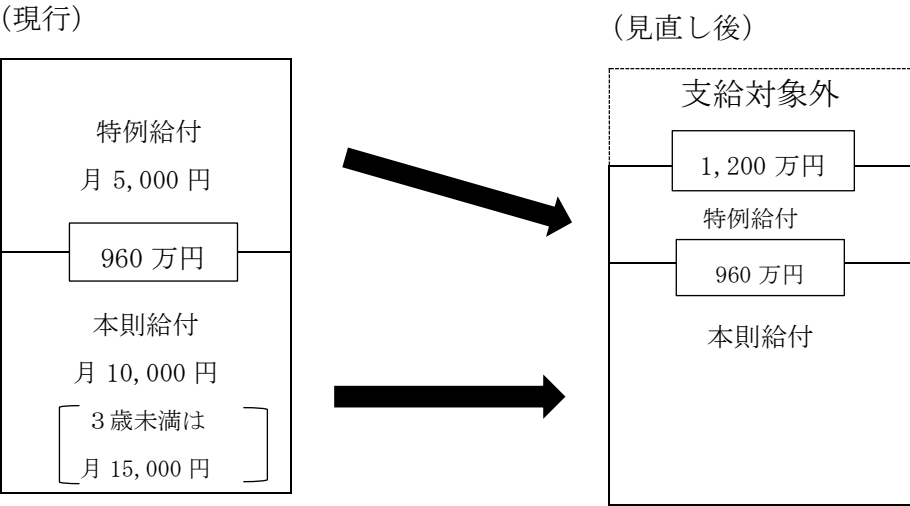
総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため

2 改正概要

- (1) 特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上のものを支給対象外とする。【児童手当法付則第2条関係】
- (2) 自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年6月に提出を求めている現況届を原則廃止する。【児童手当法施行規則】

3 特例給付の対象者に係る所得上限の設定

こども2人と年収103万円以下の配偶者がいる場合は年収1,200万円以上の者への特例給付を廃止する。その他、扶養人数に応じた所得額は政令で定める。



4 施行期日

令和4年6月1日

令和4年10月支給分から適用

5 区民への周知

- (1) 区ホームページ、区報、ツイッター、LINE など
- (2) 児童手当・特例給付受給者へ案内を送付